

令和6年度 地域密着型サービス事業所等集団指導 連絡事項等

2. 指定取消等行政処分状況について

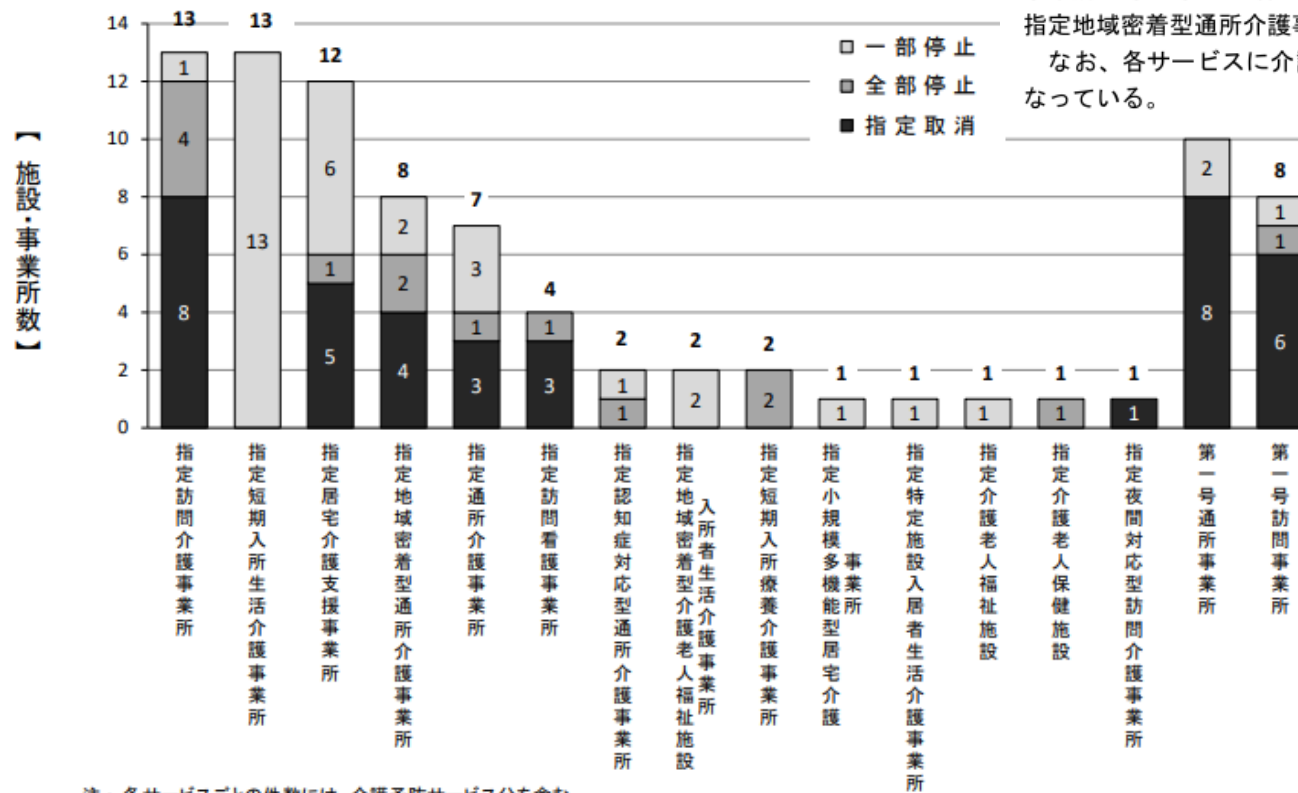
令和6年3月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より

4. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等
数内訳【サービス別】(令和4年度)

(2) サービス種別ごとの状況【図4】

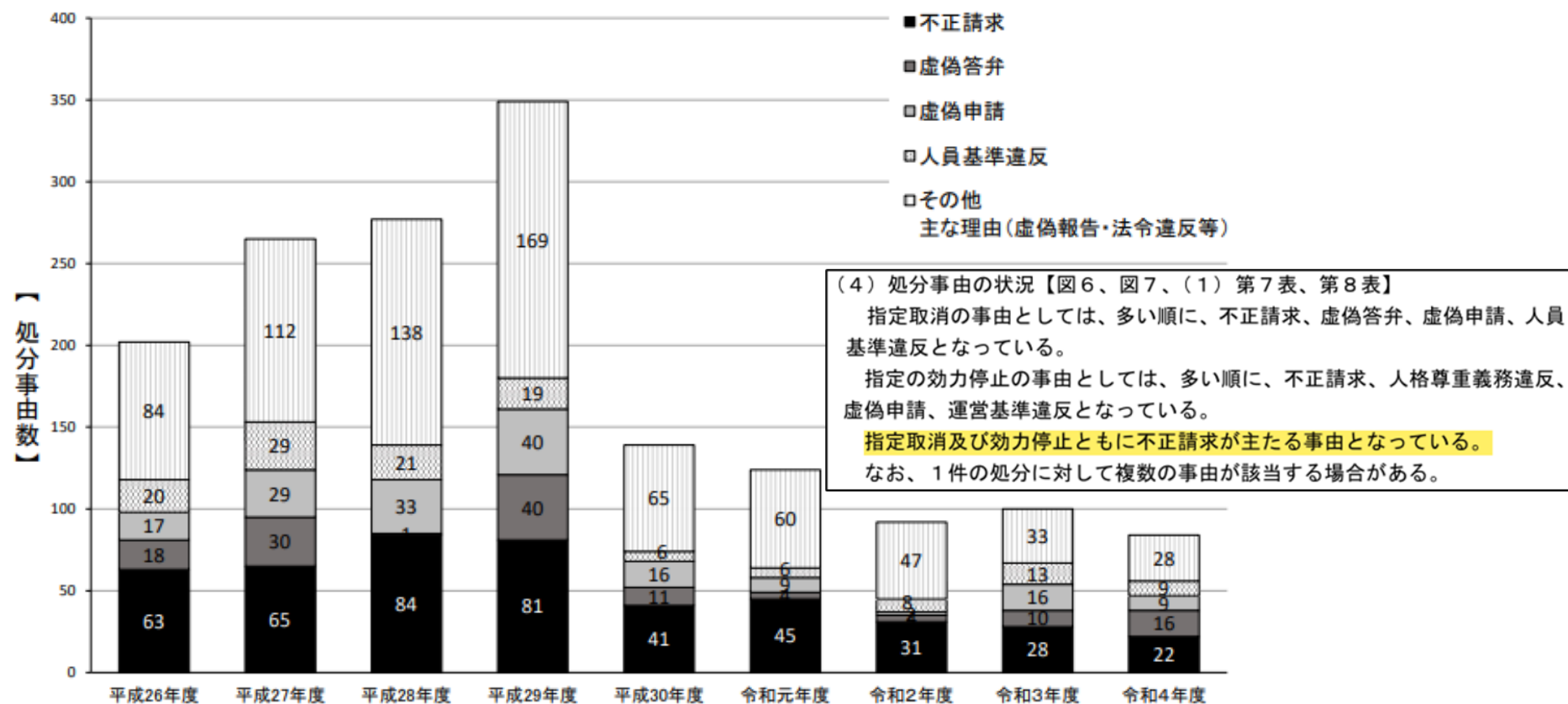
指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所がそれぞれ 13 件と最も多く、つづいて指定居宅介護支援事業所 12 件、指定地域密着型通所介護事業所が 8 件等となっている。

なお、各サービスに介護予防サービスがある場合にはそれを含めた件数となっている。



6. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

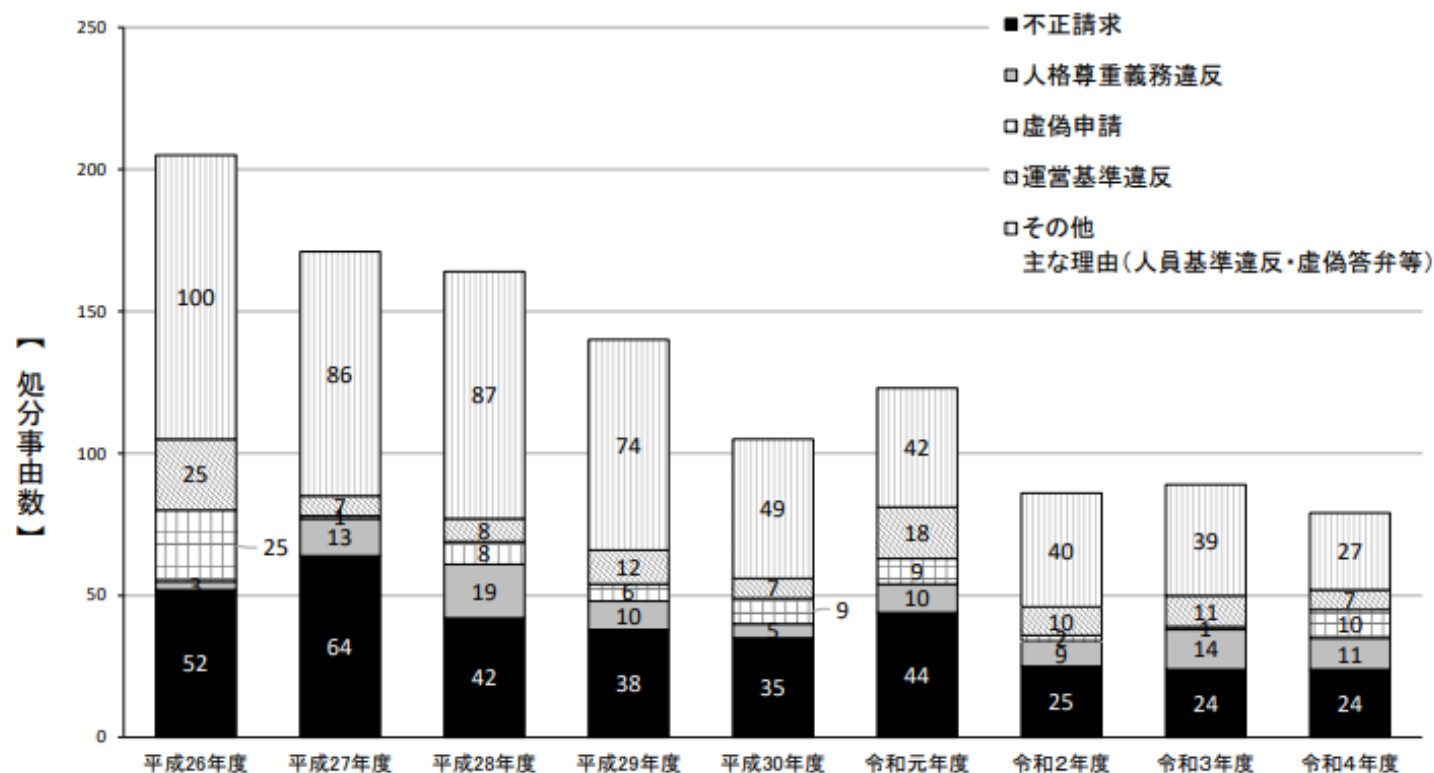
(図6)



- 注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

7. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

(図7)



注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。

2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

指定取消等行政処分 of 具体的内容について

令和5年度および令和6年度（地域密着型サービス）処分通知等より

事例1）北海道苫小牧市 地域密着型通所介護

3 処分の内容等

（1）処分の内容 指定の一部効力停止及び介護報酬支払額の減額（6か月）

（2）根拠法令

- ・ 介護保険法第78条の10第1項第4号、第8号、第9号及び第11号
- ・ 介護保険法第115条の45の9第1項第1号、第2号及び第3号

（3）処分の期間 令和6年5月1日から令和6年10月31日まで

（4）処分内容の詳細

- ・ 処分期間において、新規利用者の受入れを停止すること。
- ・ 処分期間における全ての利用者の介護報酬について、介護報酬額から3割を減じた額とすること。

4 処分の理由

（1）人員基準違反、不正の手段による指定及び虚偽報告

機能訓練指導員について、1以上配置する必要があるが、勤務表上機能訓練指導員とされている者について、機能訓練指導員としての勤務実態がなかった。また、令和3年1月15日の指定更新時の申請書類においても機能訓練指導員としての勤務実態がない者を機能訓練指導員として届け出ていた。さらに、出勤簿や業務日誌を、当該職員が出勤していたかのように作成し、監査時に市に提出した。

(2) 人員基準違反に係る介護報酬の不正請求

介護職員について、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が、1以上確保されるために必要と認められる数とする必要があるが、令和5年9月及び令和5年10月において、1割を超えて介護職員が不足していた。

当該人員基準違反は、人員基準欠如減算の適用を受けるものであり、令和5年10月及び令和5年11月において、介護報酬を減額して請求すべきところ、人員基準欠如減算の適用を届け出ず、介護報酬の全額を請求し受領した。

5 経済上の措置

- | | |
|-----------|---|
| (1) 措置の内容 | 不正に請求し受領した介護報酬（地域密着型介護サービス費分を返還させるほか、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算金を徴収する |
| (2) 根拠法令 | 介護保険法第22条第3項 |
| (3) 返還金額 | 587,853円 |

6 欠格事由該当者
なし

事例 2) 茨城県桜川市 地域密着型通所介護・第 1 号通所事業

3 処分内容

指定の一部効力停止(新規利用者の受入停止 6 か月)

令和 6 年 4 月 15 日から令和 6 年 10 月 14 日まで

4 処分年月日

令和 6 年 4 月 11 日

5 処分理由

(1) 不正請求(介護保険法第 78 条の 10 第 8 号該当)

令和 4 年 4 月から令和 5 年 8 月までのサービス提供分における個別機能訓練加算について、当該加算に係る利用者居宅の訪問記録は、訪問したとされている従業者の出勤簿と一致しないものが見られたほか、いまだ到来していない監査実施日(令和 5 年 10 月 6 日)以降の日の訪問記録が存在していた。このような虚偽記載を含む訪問記録により、適正な居宅訪問実績を確認することができず、算定要件を満たさずに加算を不正に請求し受領した。

[地域密着型通所介護]

(2)虚偽報告(法第 78 条の 10 第 9 号及び第 115 条の 45 の 9 第 3 号該当)

監査に対し、従業員の勤務関係について、正規に管理している出勤簿が別にあるにもかかわらず、勤務実績がない日を勤務したかのように装った事実と異なる虚偽の出勤簿を、主たる管理帳簿と称して市に提出し虚偽の報告を行った。

[地域密着型通所介護・第 1 号通所事業]

(3)虚偽答弁(法第 78 条の 10 第 10 号及び第 115 条の 45 の 9 第 4 号該当)

監査に対し、実際には勤務管理にタイムカードも使用しているにもかかわらず、タイムカードは使用していない旨、虚偽の答弁を従業員が行った。

[地域密着型通所介護・第 1 号通所事業]

事例 3) 新潟県新潟市 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

3 処分の内容

指定の一部効力の停止 (6 か月間の新規受入停止)

4 効力停止の期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

5 処分の理由

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における設備及び運営基準違反 (法第 78 条の 10 第 5 号及び第 115 条の 19 第 5 号)
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における人格尊重義務違反 (法第 78 条の 10 第 6 号及び第 115 条の 19 第 6 号)

6 処分の原因となる事実

- (1) 平成29年6月に実施した実地指導において、平成28年9月から同年11月までの間、当該事業所の宿泊定員を超過してサービス提供を行ったことについて文書により指導を受けた。しかし、平成29年7月から令和5年2月まで（ただし、平成29年10月から平成30年9月までを除く）の間、特段の必要性や災害その他のやむを得ない事情がないにもかかわらず、当該事業所の運営規程で定める宿泊定員を超えた受入れをし、サービス提供を行った。
- (2) (1) の宿泊定員を超えた受入れをした際、当該事業所の宿泊室ではない居間兼食堂にソファベッドを設置し、利用者計7名に対し、そのプライバシーが確保されない状態で延べ74日にわたりサービス提供を行った。

事例 4) 大阪府高槻市 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

4 処分内容

一部効力停止 3 か月

停止期間：令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 5 月 3 1 日（3 か月）

新規利用者受入停止の有無：有

介護報酬請求上限の設定：無

5 処分理由

- (1) 要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなかった。（介護保険法第 7 8 条の 1 0 第 6 号に該当）

少なくとも令和 4 年 1 2 月から令和 5 年 8 月までの 9 か月間、複数の居室において、設備基準におけるブザー又はこれに代わる設備（以下「ナースコール」という。）の設置義務を果たさず、緊急時に職員を呼ぶ手段を入居者から剥奪していた。

- (2) 常勤のユニットリーダーが配置されていなかった。（介護保険法第 7 8 条の 1 0 第 4 号に該当）

令和 5 年 2 月から令和 5 年 8 月までの間、1 つのユニットに配置されていたユニットリーダーが非常勤職員であった。また、令和 5 年 1 0 月 1 日から 1 5 日までの間、当該ユニットリーダーが別の事業所に配属されたにもかかわらず、当該ユニットリーダーが引き続き配置されているものとした勤務表を市に提出した。

- (3) 長期間に渡り、複数の居室においてナースコールが設置されていなかった。(介護保険法第78条の10第5号に該当)

上記(1)のとおり、事業所としてナースコールの設置義務を果たしていなかった。

- (4) 運営推進会議が開催されていなかった。(介護保険法第78条の10第5号に該当)

令和5年2月2日に行った運営指導において、運営推進会議が開催されていなかったため、おおむね2か月に1回以上開催するよう指導したにも関わらず、以後も開催していなかった。

- 6 処分に伴う経済上の措置
なし

事例 5) 石川県かほく市 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

指定の取消年月日

令和 5 年 1 1 月 2 1 日

処分理由

1. 人格尊重義務違反（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 6 号、第 115 条の 19 第 1 項第 6 号）
指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のため忠実にその職務を遂行しなければならないところ、施設管理者の指示により全入居者の食事を減食しており、放棄・放任の虐待として生命に危険を及ぼす重大な人格尊重義務違反を行った。
2. 虚偽報告（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号、第 115 条の 19 第 1 項第 8 号）
監査に係る帳簿書類（介護記録等）の提出にあたり、虚偽の報告を行った。
3. 虚偽答弁（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 10 号、第 115 条の 19 第 1 項第 9 号）
監査における利用者の身体状況の報告にあたり、虚偽の答弁を行った。

事例6) 大阪府高槻市 地域密着型通所介護・第1号通所事業

4 処分内容

一部効力停止3か月

停止期間：令和5年11月1日～令和6年1月31日（3か月）

新規利用者受入停止の有無：有

介護報酬請求上限の設定：5割（5割減額）

5 処分理由

（1）生活相談員の配置に関する基準を満たしていなかった。（法第78条の10第4号及び第115条の45の9第1号に該当）

書類及び複数の証言により、令和4年11月26日から令和5年7月20日までの間、生活相談員が全く事業所に配置されていなかった。また、令和4年5月16日から令和4年11月25日までの間、勤務が認められる生活相談員1名が勤務していない時間について、生活相談員が事業所に配置されていなかった。

（2）事業者が、市の監査に対し虚偽の報告を行った。（法第78条の10第9号及び第115条の45の9第3号に該当）

複数の職員から法人本部に対し生活相談員の配置不足について伝達がなされていたにもかかわらず、監査により市に提出された勤務表において、生活相談員の配置基準に適合しているかのような記載を行った。

(3) 事業者が、市の監査に対し虚偽の答弁を行った。(法第78条の10第10号及び第115条の45の9第4号に該当)

監査において、1名の従業者が、事業所の生活相談員として勤務を行っていないにもかかわらず自身が生活相談員として事業所に勤務していたと証言し、生活相談員の配置基準に適合させるため事実と違う答弁を行った。

6 処分に伴う経済上の措置
なし

事例 7) 東京都町田市 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

3 指定取消年月日

令和5年6月30日

4 介護保険法に基づく処分理由

(1) 人員基準違反(法第78条の10第4号、第115条の19第4号)

ア 介護従業者を夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していない。

イ 計画作成担当者を1以上配置していない。

ウ 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていない。

(2) 運営基準違反(法第78条の10第5号、第115条の19第5号)

ア 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が、利用者一人ひとりの人格を尊重して行われていない。高齢者虐待を防止するための必要な改善が行われていない。

イ 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護を行っていない。

ウ 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない。

エ 認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。

オ 介護従業者の研修の機会を確保していない。

カ 事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない。また、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていない。

キ 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催していない。

ク 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。

(3) 高齢者人格尊重義務違反（法第78条の10第6号、第115条の19第6号）

ア 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が、利用者一人ひとりの人格を尊重して行われていない。高齢者虐待を防止するための必要な改善が行われていない。

(4) 監査忌避（法第78条の10第9号及び第10号、第115条の19第8号及び第9号）

ア 監査に係る帳簿書類の提示・提出命令に従わなかった。

イ 監査に係る出頭の求めに応じなかった。